

議案第42号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法施行規則が一部改正され、特定小型原動機付自転車に対する軽自動車税の種別割の標準税率に係る所要の整備が行われることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

道路運送車両の保安基準等の一部改正により新設される特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボード等に対する軽自動車税の種別割の税率を、年額2,000円とするための所要の規定の整備を行うこととする。(第26条関係)

[適 用]

令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用